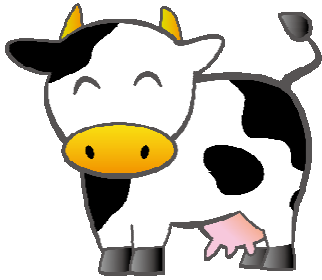


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和3年1月号 vol.75



まだまだ夜明けが見えないまま新年がやって来ました。
感染症拡大によって社会が疲弊していく中、お客様の経営に関わる一税理士として何ができるのか自問自答する日々です。突飛なことができるわけではありませんが、毎月、お客様の経営の見える化のお手伝いをし、経営を継続していくための必要な助言をしていくことが基本だと思っております。
そして、そのために私自身が心身ともに健康な状態を保つことも仕事。今年も元気にスタートしました。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



年が明けても感染症防止対策をした仕事スタイルがしばらくは続きそうです。これから年度末になると歓送迎会のシーズン。オンライン開催の歓送迎会などもあるのではないのでしょうか。オンライン飲み会での経費精算の注意点について紹介します。

”オンラインでの歓送迎会は実費精算することで福利厚生費にできます”

従業員のために開催するレクリエーション費用を会社が負担する場合、通常は給与とならず、福利厚生費になります。このレクリエーションは、旅行や運動会などの行事のほかに、会食(歓送迎会や社員同士の親睦会等)などが対象になります。

最近はやりのオンライン飲み会形式で、歓送迎会などを開催した場合の経費精算の注意点は以下のとおりです。

- 従業員が各自で食べ物や飲み物を用意する場合
→領収書を提出してもらい実費精算することで福利厚生費になります。
- 会社が事前に仕入れたものを開催当日に各従業員宅に届ける場合
→同様に福利厚生になります。
- 従業員に必要な費用として金銭を支給する場合
→給与課税されてしまいます。

福利厚生費にできるのは、社会通念上一般的な金額(いわゆる常識の範囲内)という制約があるのでご注意ください。

「今月の本の紹介」

「天皇の国史」
(竹田 恒泰 著・PHP)

神話の時代から令和の時代までを天皇という存在を軸に、日本の歴史を俯瞰した一冊です。
668ページのちょっと読み応えのあった本書を、あらためて目次を眺めてみて、万世一系の天皇で支えられてきた日本は、もっと誇りをもって良い国なんだろうなと思いました。
2000年以上の間、どんな危機があっても天皇を象徴として乗り越えてきた日本は、波乱で始まったこの令和もきっと平和な時代にできるものと信じています。

「気まぐれ簡単レシピ」

<味噌田楽>

- ・木綿豆腐 1丁 →水切りする
- ・味噌 80g、砂糖 大2.5、みりん 大2(A)

- ①(A)をナベに入れ弱火にかけ、照りが出るまで煮詰める。
- ②豆腐を適当な大きさに切り串に刺す。
- ③豆腐の片面に①の煮詰めたものを塗って、軽く色づくまでグリルで焼く。

お好みでゆず皮や七味などをのせても美味しいです!!
【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp
FAX 092-791-4298
〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所